

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁交企発第97号
警察庁丁交指発第57号
平成17年3月24日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

違法駐車に係る処分について行政事件訴訟法による教示を行う際の留意事項について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第84号。以下「改正法」という。)の概要及び新設される書面による教示制度については、平成17年3月10日付け警察庁長官官房総務課長通達(警察庁丁総発第31号)により示されたとおりであるが、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づき違法駐車に係る処分を行うに当たっては、教示制度との関係で下記の事項について留意する必要があるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「行訴法」とは、改正法による改正後の行政事件訴訟法を、「新法」とは、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法を、それぞれ指すものとする。

記

1 教示に当たって注意を要する処分

(1) 警察署長による負担金の督促(法第51条第19項)

この処分を受けた者は、都道府県知事に対する審査請求及び処分の取消しの訴えのいずれをも行うことができることとなる。したがって、当該処分を行うに当たっては、行訴法第46条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる事項を書面により教示することとなる。

(2) 警察署長による負担金等の徴収(法第51条第20項)

この処分は、法第51条第20項の規定により「地方税の滞納処分の例により」行われることとされており、その取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができないこととなる。したがって、当該処分は行訴法第46条第1項第3号に該当することとなることから、当該処分を行うに当たっては、都道府県知事に対する審査請求についての裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の書面による教示が必要である。

また、行訴法第8条第2項の規定により、同項第1号から第3号までに掲げると

きには、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができることとされているところであるが、同項第2号又は同項第3号の規定による処分の取消しの訴えについては、地方税法第19条の13において準用する第19条の4に出訴期間の特例が設けられていることから、同条第2号から第4号までに掲げる処分を行う場合には、同条の規定による出訴期間を書面により教示する必要がある。

(3) 指定車両移動保管機関による督促（法第51条の3第7項）

この処分を受けた者は、都道府県公安委員会に対する審査請求（法第51条の3第14項）及び指定車両移動保管機関に対する処分の取消しの訴えのいずれをも行うことができることとなる。したがって、指定車両移動保管機関が当該処分を行うに当たっては、行訴法第46条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる事項を教示することとなる。

(4) 公安委員会による放置違反金等の督促（新法第51条の4第13項）

この処分を受けた者は、都道府県公安委員会に対する異議申立て及び処分の取消しの訴えのいずれをも行うことができることとなる。したがって、当該処分を行うに当たっては、行訴法第46条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる事項を書面により教示することとなる。

(5) 公安委員会による放置違反金等の徴収（新法第51条の4第14項）

この処分は、新法第51条の4第14項の規定により「地方税の滞納処分の例により」行われることとされており、その取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができないこととなる。したがって、当該処分は行訴法第46条第1項第3号に該当することとなることから、当該処分を行うに当たっては、都道府県公安委員会に対する異議申立てについての決定を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の書面による教示が必要である。

また、行訴法第8条第2項の規定により、同項第1号から第3号までに掲げるときには、決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができることとされているところ、同項第2号又は同項第3号の規定による処分の取消しの訴えについては、地方税法第19条の13において準用する第19条の4に出訴期間の特例が設けられていることから、同条第2号から第4号までに掲げる処分を行う場合には、同条の規定による出訴期間を書面により教示する必要がある。

(6) その他

次に掲げる処分については、それぞれ上記(1)又は(2)と同様の考え方により教示を行うこと。

- ・積載物に係る負担金等の督促及び徴収（法第51条第24項）
- ・指定車両移動保管機関の請求に基づく警察署長による負担金等の徴収（法第51条の3第9項）
- ・損壊物等に係る負担金等の督促及び徴収（法第72条の2第3項）

- ・ 高速道路における駐停車違反に係る負担金等の督促及び徴収（法第 7 5 条の 8 第 2 項）
- ・ 高速道路における駐停車違反車両の積載物に係る負担金等の督促及び徴収（法第 7 5 条の 8 第 2 項）
- ・ 違法工作物等に係る負担金等の督促及び徴収(法第 8 1 条第 9 項及び第 1 0 項)
- ・ 転落積載物等に係る負担金等の督促及び徴収（法第 8 1 条の 2 第 3 項）
- ・ 沿道の工作物等に係る負担金等の督促及び徴収（法第 8 2 条第 3 項）
- ・ 工作物等の除去等に係る負担金等の督促及び徴収（法第 8 3 条第 3 項）

2 教示事項

上記 1 (2) 及び(5)の処分に係る教示文の作成に当たっては、これらの処分が「地方税の滞納処分の例により」行われることとされていることから、各地方公共団体が作成する地方税法上の滞納処分に係る教示文を参考とされたい。

3 その他

改正法附則第 3 7 条の規定により、行政不服審査法第 5 7 条第 1 項が改正され、同項の規定に基づく教示についても、書面で行うこととされたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、上記 1 (2) 及び(5)の処分に対する不服申立てについては、地方税法第 1 9 条の 4 にその不服申立期間の特例が設けられており、その内容については上記 1 (2) 及び(5)と同様であるので留意されたい。